

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒に対する多様な学び場の確保をするにあたり、保護者の負担軽減を図るため、当該保護者に対して予算の範囲内において二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、二宮町立学校の設置に関する条例(昭和51年二宮町条例第12号)に規定する小学校又は中学校に在籍する二宮町に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 前号に定める児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しないあるいはしたくともできない状態にあるため登校が困難な者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験学習等の活動を行っている民間の施設をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の父若しくは母又は当該児童生徒が通所しているフリースクール等に利用料を納入している者をいう。
- (5) 利用料 フリースクール等に在籍する全ての児童生徒に対して提供する活動に対して、フリースクール等から保護者に対し定期的又は利用の都度請求される入学費、授業料、実習費、教材費等をいう。

(補助の対象となるフリースクール等)

第3条 補助の対象となるフリースクール等は、法人が経営し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1年以上の活動実績(任意団体として活動していた期間を含む。)があること。
- (2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の稼業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- (3) フリースクール等を利用している不登校児童生徒(以下「施設利用児童生徒」という。)の将来の社会的自立を目指して、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談等に関する取組を提供していること。
- (4) 施設利用児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。

(5) 二宮町教育委員会または不登校児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という。）の学校長の要請により、施設利用児童生徒に関する情報を提供すること及び在籍学校との連携ができること。

(6) 業務上、知り得た施設利用児童生徒の個人情報に関して、適切な取扱いができる体制が構築されていること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設利用児童生徒の保護者とする。

(1) 施設利用児童生徒が、申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上在籍学校に登校していないこと。

(2) 施設利用児童生徒のフリースクール等の利用回数が、月1回以上であること。（ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。）

(3) フリースクール等での施設利用児童生徒の様子等に関する情報について当該フリースクール等が二宮町教育委員会又は在籍学校の学校長に情報提供をすることを承諾すること。

(4) 次条に規定する補助の対象となる経費について、本補助以外の補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が負担する利用料とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、月ごとに算出するものとし、施設利用児童生徒1人につき、各月の利用料に3分の2を乗じて得た金額と15,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中にフリースクール等の利用を開始し、又は利用を終了した時の当該月の補助金の額は、当該月にかかる利用料の実費額に3分の2を乗じて得た金額と15,000円のいずれか低い額とする。

3 前2項の額について1月につき100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、各年度の最初の利用日（体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、施設利用児童生徒としての利用日をいう。以下「利用開始日」という。）が属する月の翌月末日（利用開始日が3月中の場合は、3月末日。以下「申請期限」という。）までに町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出がされた場合における当該申請者に対する補助の期間の開始日は、次に定めるとおりとする。

(1) 申請期限までに申請書が提出された場合 利用開始日が属する月の初日

(2) 申請期限後に申請書の提出がされた場合 申請書の提出日が属する月の前月の初日

(補助対象者の決定等)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助対象者として決定し、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助対象者決定通知書(第2号様式)により、申請した者に通知するものとする。

(変更・中止)

第9条 補助対象者の決定を受けた者は、交付の決定を受けた申請の内容を変更し、または中止しようとするときは、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金(変更・中止)申請書(第3号様式)により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金(変更・中止)決定通知書(第4号様式)により、申請した者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、変更の内容が、利用するフリースクール等の変更及び補助金額の算出に差異を生じさせるものではない場合は、同項の規定による申請を要しない。

(利用状況報告)

第10条 補助対象者の決定を受けた者は、半期ごとの補助経費にかかる補助金について、次項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める提出期限内に、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金利用状況報告書(第5号様式。以下「利用状況報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 二宮町フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書(第6号様式)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 利用状況報告書の提出期間区分及び提出期限は、原則次のとおりとする。(提出期限の日が二宮町の休日を定める条例条例(平成元年二宮町条例第6号)第2条第1項各号に規定する休日に当たるときは、その翌日を提出期限とする。)ただし、期限内に提出できないことについて町長が特に認めたときは、この限りではない。

(1) 4月1日から9月30日までの利用料 10月1日から10月31日までの期間

(2) 10月1日から3月31日までの利用料 3月1日から4月10日までの期間

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金額確定通知書(第7号様式)により、補助対象者の決定を受けた者に通知する。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金請求書(第8号様式)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求した者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(交付申請の特例)

- 2 令和8年4月1日から同年6月30日までの第7条第1項の規定によるフリースクール等の利用に係る補助金の交付申請に関する適用については、同項中「最初の利用日（体験入所等により利用料が発生する日を含むものとし、施設利用児童生徒としての利用日をいう。以下「利用開始日」という。）が属する月の翌月末日」とあるのは、「令和8年7月31日までに」とする。